

下呂市監査告示第10号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和4年12月22日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

令和4年度

財政援助団体等の監査報告書

下呂市監査委員

目 次

第1	下呂市監査基準への準拠	1
第2	監査の種類	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の着眼点	1
第5	監査の主な実施手続	1
第6	監査の実施場所及び日程	1
第7	監査の結果	1

◎公の施設の指定管理者

〔施設名〕

下呂市下呂交流会館	2
下呂市金山リバーサイドスポーツセンター	5
下呂市立みなみこども園	8
下呂市立かなやまこども園	10

第1 下呂市監査基準への準拠

当該監査は、下呂市監査基準（令和2年下呂市監査委員告示第4号）に準拠して監査を実施した。

第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第3 監査の対象

令和3年度の事務事業の執行状況について、次の団体を監査の対象として実施した。

◎公の施設の指定管理者

施設名	指定管理者	所管部課
下呂市下呂交流会館	一般財団法人下呂ふるさと文化財団	まちづくり推進部まちづくり推進課
下呂市金山リバーサイドスポーツセンター	スポーツマックス・三幸共同企業体代表者株式会社スポーツマックス	まちづくり推進部まちづくり推進課
下呂市立みなみこども園	特定非営利活動法人サン・はぎわら	福祉部こども家庭課
下呂市立かなやまこども園	特定非営利活動法人ふるさと金山	福祉部こども家庭課

第4 監査の着眼点

令和3年度（必要に応じて令和2年度）における出納その他の事務の執行が当該財政援助等の目的に沿って行われているかを主眼とした。

第5 監査の主な実施手続

監査の実施にあたっては、財政援助団体等に監査の実施に必要な資料の提出を求め、提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、照合、通査その他必要と認める手続によって実施するとともに、所管部課の担当者、各団体の代表者等から説明を聴取するなどの方法で実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

下呂市下呂交流会館、下呂市金山リバーサイドスポーツセンター、下呂市立みなみこども園、下呂市立かなやまこども園

(2) 実施日程

令和4年10月11日・20日

第7 監査の結果

令和4年度財政援助団体等のそれぞれの監査結果は次のとおりである。なお、監査の際に改善や検討を求めた軽易な事項については記述を省略した。

◎公の施設の指定管理者 【施設名 下呂市下呂交流会館】

1 指定管理者の概要

- (1) 名称 一般財団法人下呂ふるさと文化財団
- (2) 所在地 下呂市森2270番地3

2 設置目的

市民のスポーツと芸術文化の振興及び地域の活性化並びにさまざまな交流促進を図るため、自治法第244条の2第1項の規定に基づき、下呂市交流施設として設置

3 指定管理施設の概要

- (1) 施設名称 下呂市下呂交流会館
- (2) 所在地 下呂市森2270番地3
- (3) 施設内容 建設年度 平成21年度（運用開始日 平成22年4月1日）
構造 鉄筋コンクリート造4階建（一部鉄骨）
建築面積 7,801.74㎡
延床面積 10,574.99㎡
敷地面積 19,831.95㎡

ホール関係施設

泉ホール：ステージ、観客席（固定席801席、車いす席4席）、親子室
付帯施設：楽屋5室、ホワイエ、スタッフ控室、事務室、シャワー室、ラウンジ、給湯室、ピアノ庫

アリーナ関係施設

温アリーナ：1,824㎡（48×38m）、2階観覧席（固定席904席、車いす席6席）
付帯施設：控室、プレイルーム、放送室、更衣室、シャワールーム、ロッカー、給湯室、器具庫

棚田テラス

マルチスタジオ（まめPod1）、工作室（まめPod2）、メディアラボ（まめPod3）、多目的室A（まめPod4）、多目的室B（まめPod5）、和室（まめPod6）、音楽練習室（まめPod7）

その他

事務室、更衣室、休憩室、医務室、プレイルーム、カフェ1室、自動販売機2台、駐車場200台

- (4) 従事者数 館長以下11名（夜間契約職員2名を含む）
- (5) 所管部課 まちづくり推進部まちづくり推進課

4 指定管理の内容

- (1) 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで 5年間
- (2) 指定管理料 令和3年度 121,371,689円
- (3) 指定管理の主な業務範囲

- ・管理施設の使用許可、利用料金の徴収その他会館の運営に関する業務
- ・管理施設の維持管理に関する業務
- ・管理施設の事業の企画及び開催に関する業務
- ・危機管理体制の整備、運用に関する業務
- ・市民協働に関する業務

(4) 利用料金制 導入あり

5 施設の利用者数 (単位:人)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
温アリーナ	32,360	8,975	23,772
泉ホール	21,387	5,914	13,902
棚田テラス	10,091	3,699	5,282
その他	8	33	15
合 計	63,846	18,621	42,971

6 開催事業の実施状況 (単位:件・%)

区 分	鑑賞型	普及型	地域貢献型	合 計
件 数	12	3	2	17
収支率	39.1	39.6	63.3	40.0

7 収支状況 (単位:円・税込)

項 目		令和2年度	令和3年度	対前年度増減
収 入	指定管理料	125,214,976	121,371,689	△3,843,287
	利用料収入	5,314,764	10,178,021	4,863,257
	目的外収入	77,206	92,663	15,457
	入場券収入	4,480,500	6,364,100	1,883,600
	助成金等収入	4,506,171	786,588	△3,719,583
	その他収入	226,225	419,091	192,866
	受取利息	400	301	△99
	雑収入	252,053	1,098,058	846,005
合 計	140,072,295	140,310,511	238,216	
支 出	管理運営費	69,170,071	69,885,169	715,098
	自主事業費	19,828,760	17,894,856	△1,933,904
	人件費・事務費	51,073,464	52,530,486	1,457,022
	合 計	140,072,295	140,310,511	238,216
収支差額		0	0	0

8 監査意見

監査の結果、財政的援助に係る出納その他の事務及び事業については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次の事項について改善及び検討されたい。

○協定書第 45 条の本業務の範囲外の業務に係る承諾について

下呂ふるさと文化財団が、ふるさと文化振興事業として下呂交流会館を利用して実施する自主事業は、協定書第 45 条の本業務の範囲外の業務と解されることから、自主事業を実施する場合は、下呂市に対して業務計画書を提出し、事前に承諾を受けることが必要となる。

現在の承諾については、下呂ふるさと文化財団の理事に下呂市の所管部長が就任していることから、下呂ふるさと文化財団の理事会で事業計画が協議され承認されたことで承諾の事務処理を行っていたとのことであった。

下呂市に対して業務計画書を提出し、事前に承諾を受けることについては、下呂ふるさと文化財団の理事会の承認ではなく、文書による業務計画書の提出、承諾を行っていただきたい。

○今後の運営について

過去 3 年間の延べ利用者数は、令和元年度 63,846 人、令和 2 年度 18,621 人、令和 3 年度は 42,971 人と新型コロナウイルス感染症及び令和 3 年 8 月豪雨災害による会館利用のキャンセルの影響があったもののコロナ禍からの回復傾向にある。

運営の影響の面では、施設を安全、快適に保つため、施設・設備等の保守点検及び修繕、定期清掃及び日常清掃を確実に実施され、電力自由化による新電気料金への切り替え、必要な部分以外の照明を点灯しない、職員の勤務シフト調整による時間外労働の抑制などの管理経費削減への取り組みや、ファミリーコンサートやシネマコレクションなどの芸術普及活動の積極的な実施、災害時における指定避難所の開設対応など、一定の努力が伺えた。文化芸術振興基本法第 2 条第 3 項には、基本理念の一つとして、「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、(略)国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。」と定められており、下呂交流会館が果たす役割は一層重要なものとなっている。一方で、経年による施設の修繕箇所増加、光熱水費の高騰など今後、管理経費の増加が予想される。

市の財政状況は今後も厳しさを増すことが予想され、住民の福祉の増進と安定的な財政運営を両立させることは、ますます難しくなっているのが現状である。こうしたことを踏まえ、今後も利用者の増加と管理経費削減に向けて一層努力されることを望むものである。

◎公の施設の指定管理者 【施設名 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター】

1 指定管理者の概要

- (1) 名称 スポーツマックス・三幸共同事業体
代表 株式会社スポーツマックス
- (2) 所在地 名古屋市緑区池上台二丁目37番地1

2 設置目的

市民の元気ではつらつとした心身の発達及びスポーツの振興を図るため、自治法第244条の2第1項の規定に基づき、下呂市のスポーツ、レクリエーション施設として設置

3 指定管理施設の概要

- (1) 施設名称 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター
- (2) 所在地 下呂市金山町金山911番地1
- (3) 施設内容 建設年度 平成4年度（運用開始日 平成5年8月1日）
構造 鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階
延床面積 4,847.83㎡
敷地面積 16,677㎡
- 1階 体育館：バレーボール2面、バスケットボール2面、器具庫、託児室、放送室
プール：一般用プール（25m×6コース）、歩行用・幼児用プール、スライダー
1基
その他：玄関ポーチ、玄関ホール、ロビー、受付、事務室、男女シャワー室、
プール男女更衣室、監視員室、男女更衣室内トイレ、スタッフルーム、会議室、倉庫等
- 2階 体育館観覧席：固定席42席
フィットネスルーム：トレーニングマシン、男女更衣室、男女シャワー室
エアロビクススタジオ
柔道場：98畳、男女更衣室
卓球場：卓球台4台
その他：倉庫、ホール等
- 地下 機械室：ボイラー、ろ過装置等機械室
- 共通 トイレ、階段等
- 屋外 倉庫棟、機械室（空調機械室等）、自転車置き場
- (4) 従事者数 正社員3名 臨時15名
- (5) 所管部課 まちづくり推進部まちづくり推進課

4 指定管理の内容

- (1) 指定期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで 3年間
- (2) 指定管理料 令和3年度 58,730,000円
- (3) 指定管理の主な業務範囲

- ・健康及び体力の増進に関すること
- ・スポーツ、レクリエーション設備の提供に関すること
- ・その他設置の目的を達成するために必要な事業に関すること
- ・施設の利用の承認及び利用料金の徴収等に関する業務
- ・施設の設備の維持管理に関する業務
- ・災害時における指定避難所としての施設に関する業務

(4) 利用料金制 導入あり

5 施設の利用状況 (単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
会員数(3月末)	471	471	380
総利用者数	59,965	29,564	42,099

6 収支状況 (単位:円・税込)

項 目		令和2年度	令和3年度	対前年度増減
収 入	指定管理料	59,120,261	58,730,000	△390,261
	事業収益	16,711,354	18,856,690	2,145,336
	雑収益	360,010	240,009	△120,001
	合 計	76,191,625	77,826,699	1,635,074
支 出	事業費用	8,300,145	8,689,998	389,853
	販売費及び一般管理費	72,688,273	75,725,659	3,037,386
	合 計	80,988,418	84,415,657	3,427,239
収支差額		△4,796,793	△6,588,958	△1,792,165

7 監査意見

監査の結果、財政的援助に係る出納その他の事務及び事業については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次の事項について改善及び検討されたい。

○業務報告書について

協定書第22条第1項で指定管理者は毎年度終了後60日以内に業務報告書を下呂市に提出することとなっている。また第2項では指定期間が3年及び4年の施設については半期毎に業務報告書を提出することとなっている。

今回の監査で業務報告書の提出について確認したところ、毎年度終了後60日以内に業務報告書は提出されていたが、半期毎の業務報告書の提出がなかったことから、協定書に基づき今後は半期毎の業務報告書を提出されたい。

○施設利用促進について

当施設は中学校の部活動、地域スポーツクラブ、一般会員等様々な方が利用しており、下呂市のスポーツ振興に大きく貢献している。総利用者数はコロナ禍より回復傾向にあ

るものの、感染拡大前より減少しており、令和3年度は、42,099人で令和元年度に比べ29.8%減少している。利用者数の減少によって、管理運営費に占める利用料等の受益者負担の割合が低くなり公費負担の割合が高くなれば、「受益者負担の原則」や、施設利用者と未利用者における公平性の確保に課題が生じることになる。しかしながら、管理運営経費の削減は、サービスの質、施設の安全性を確保するためには利用者の減少に比例して一律的に行えるものではない。

現在、指定管理者において新規会員の獲得等利用者の増加に努力されているが、今後、経年による施設の修繕箇所が増加、光熱水費の高騰など管理経費の増加が予想され、施設の運営を維持していくためには、市と指定管理者が協力して、新規会員の入会促進等により一層全体の利用促進を図り、利用料収入を確保することを望むものである。

◎公の施設の指定管理者 【施設名 下呂市立みなみこども園】

1 指定管理者の概要

- (1) 名称 特定非営利活動法人 サン・はぎわら
(2) 所在地 下呂市萩原町萩原600番地1

2 設置目的

児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、乳児及び幼児を保護し、その健全な育成を図るため、保育所施設として設置。

3 指定管理施設の概要

- (1) 施設名称 下呂市立みなみこども園
(2) 所在地 下呂市萩原町萩原 600 番地 1
(3) 施設内容 建設年度 平成 18 年
構造 木造平屋建
延床面積 2,322.80 m²
敷地面積 8,352.81 m²
(4) 従事者数 園長以下 48 名（短期時間勤務職員 16 名を含む）
(5) 所管部課 福祉部こども家庭課

4 指定管理の内容

- (1) 指定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで 3年間
(2) 指定管理料 令和3年度 232,791,657円
(3) 指定管理の主な業務範囲
・管理施設におけるサービス提供業務
・下呂市の指定する使用料等の収受に関する業務
・管理施設の維持保全に関する業務
・危機管理体制の整備、運用に関する業務
(4) 利用料金制 導入なし

5 施設の利用者数

(単位：人)

保育内容	令和2年度	令和3年度	増減
未満児	36	39	3
年少	54	48	△6
年中	52	53	1
年長	56	53	△3
合計	198	193	△5

6 収支状況

(単位:円・税込)

	令和2年度	令和3年度	増減比較
総収入額	240,773,559	236,107,572	△4,665,987
うち指定管理料	237,800,000	232,791,657	△5,008,343
総支出額	239,773,559	236,007,572	△3,765,987
うち市返還金	10,222,499	2,940,666	△7,281,833
収支差額	1,000,000	100,000	△900,000

7 監査意見

監査の結果、財政的援助に係る出納その他の事務及び事業については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次の事項について検討されたい。

○園児の安全対策について

本年9月、静岡県で通園バスに園児が置き去りにされ死亡する痛ましい事故が起きた。昨年7月にも福岡県で同様の事故が起きている。当施設でもバス通園の園児は35名おり、添乗員への注意喚起、マニュアルの見直しを実施する等、園児の安全対策については適切に対応しているが、今後も最大限の注意を払い、園児の安全対策を継続していくことが必要である。

◎公の施設の指定管理者 【施設名 下呂市立かなやまこども園】

1 指定管理者の概要

- (1) 名称 特定非営利活動法人 ふるさと金山
 (2) 所在地 下呂市金山町金山2301番地3

2 設置目的

児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、乳児及び幼児を保護し、その健全な育成を図るため、保育所施設として設置。

3 指定管理施設の概要

- (1) 施設名称 下呂市立かなやまこども園
 (2) 所在地 下呂市金山町金山 2301 番地 3
 (3) 施設内容 建設年度 平成 19 年
 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
 延床面積 2,442.25 m²
 敷地面積 4,298.78 m²
 (4) 従事者数 園長以下 47 名 (短期時間勤務職員 12 名を含む)
 (5) 所管部課 福祉部こども家庭課

4 指定管理の内容

- (1) 指定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで 3年間
 (2) 指定管理料 令和3年度 186,377,000円
 (3) 指定管理の主な業務範囲
 ・管理施設におけるサービス提供業務
 ・下呂市の指定する使用料等の収受に関する業務
 ・管理施設の維持保全に関する業務
 ・危機管理体制の整備、運用に関する業務
 (4) 利用料金制 導入なし

5 利用者数

(単位：人)

保育内容	令和2年度	令和3年度	増減
未満児	22	19	△3
年少	29	26	△3
年中	30	28	△2
年長	37	29	△8
合計	118	102	△16

6 収支状況

(単位：円・税込)

	令和2年度	令和3年度	増減比較
総収入額	187,379,172	188,462,070	1,082,898
うち指定管理料	184,716,000	186,377,000	1,661,000
総支出額	187,379,172	188,462,070	1,082,898
うち市返還金	9,285,174	13,417,331	4,132,157
収支差額	0	0	0

7 監査意見

監査の結果、財政的援助に係る出納その他の事務及び事業については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次の事項について検討されたい。

○園児の安全対策について

本年9月、静岡県で通園バスに園児が置き去りにされ死亡する痛ましい事故が起きた。昨年7月にも福岡県で同様の事故が起きている。当施設でもバス通園の園児は46名おり、添乗員への注意喚起、マニュアルの見直しを実施する等、園児の安全対策については適切に対応しているが、今後も最大限の注意を払い、園児の安全対策を継続していくことが必要である。